

天皇の代替わりと地域社会

——京都における一九二八年の「奉祝記念事業」——

田 中 真 人

はじめに

近代日本においてすでに二回の体験を持つ天皇の代替わり儀式は国民の思想動員のための一大キャンペーンであった。多岐にわたるその局面のうち「奉祝記念事業」に焦点を当てて考察してみたい。これらは市町村をはじめ、学校、在郷軍人分会、青年団や処女会、産業組合や農会、氏子組織など多様な団体がかかわった。その事業内容も、役場や学校の増改築、道路、用水路などの公共土木工事、消防施設の整備、村誌の編纂、植樹・植林、儉約貯蓄規約の施行、勸業施策、そして御眞影奉安庫や忠魂碑の建設などさまざまな取り組みがなされた。これらの施策のなかには、本来ならば府県や市町村の通常財源から支弁すべきものも少なくないが、記念事業の名のもとに寄付金や民間資金が調達され、またそれにどう応えるかによって個々の住民の、国家と天皇およびこれに包摂される地域共同体に対する忠誠度を試される場となった。

一 京都府下の町村における奉祝記念事業の事例

奉祝記念事業の企画について一九二八年四月、京都府内務部長あるいは学務部長の各市町村長、公立学校長、神社宮司宛指示と通牒が発せられ、望ましい事業のモデルが提示されている。たとえば学校に対しては「奉安庫ヲ建設シ、図書館博物館又ハ各種教育会館ヲ設立シ、或ハ学校基本財産学校林又ハ育英資金ヲ造成シ、或ハ校舎ノ改築、設備ノ改善、校地ノ拡張等ヲ為シ、以テ育英事業ノ振興ヲ図ルノ他学校神饌田ヲ設置スルガ如キハ最モ適切ナルモノト認メラル」としているし、神社に対しても「御大礼並ビニ一般祭祀ニ関スル解説書ノ発行」をはじめ基本財産の造成、造林、初穂組合や氏子総代会の組織、その他「神社ヲ中心トスル奉仕並ビニ修養ニ関スル事業」をあげている。そして八月末現在での奉祝記念事業の企画および実施状況について報告を求めた。この「事業種類調」が『昭和大礼京都府記録』（京都府、一九二九年）におさめられているのでこれをもとに紹介してみよう。

この頃はいわゆる昭和恐慌期にあたり各町村の財政事情は逼迫していた。加えて一九二七年三月七日の奥丹後震災により京都府北部地方は甚大な被害を被っていた。このため奉祝記念事業といっても本来ならば通常財源でなされるべき一般公共事業に当たるものが多い。各町村はなしえていない諸事業を最小限の財源でもって実施する格好の機会として奉祝事業を捉えたといえる。

たとえば与謝郡加悦町では震災で全壊した役場の再建費用のうち過半を寄付金で賄うことができた。何鹿郡中上林村の村役場改築に当たっては基本財産からの借り入れ八五〇〇円、旧建物売却五〇〇円、地元負担六五〇円、残り三五五三円を寄付金とし、一般財源の支出はない。役場と並ぶ地元の二大公共施設といえる学校の新築、拡張、備品整

備なども目立つが町村費と寄付金、場合によってはこれに起債金を加えて賄われた。久世郡植島村の小学校校舎改築の例を示せば村費一〇三〇〇円、寄付金一二二〇〇円、起債一〇三〇〇円となっている。教育後援会の組織（愛宕郡上賀茂村）、学校基本財産の造成（相楽郡木津町、船井郡摩気村など）、記念文庫の設置なども行なわれた。運動場拡張などの工事はしばしば地元民などによる労力奉仕で実施された。労力奉仕はこのほか神社参道・用水路の整備、記念植林・造林など多岐にわたり、青年団・在郷軍人などが動員された。

山間部の村ではこのとき電灯電話の開通を見たところが多い。愛宕郡久多村花背村もその一例で花背村では架線費用のうち一〇〇〇〇円を寄付金、二〇〇〇〇円を借入金で賄っている。また葛野郡西院村では新京阪電鉄の地下開通にともない上水道を敷設した。隔離病舎建設（伏見町、木津町、亀岡町）、公会堂部落会館の設置の例もある。消防関係の事業が目立つのは、町村事務におけるその比重が大きいことの反映であると同時に、即位礼大嘗祭期間中の防疫防火に対する特別の注意を要請されたからであり、記念事業としての名分も立てやすかったからであろう。消防組衣服新調、ガソリンポンプ購入、防火貯水池の整備、警備詰所・サイレンの設置などが各地で実施された。

勸業施策にかかわる事業も農会や産業組合の手で行なわれている。共同精米所（大宮村など）信用購買組合事務所新設、耕地整理、農業倉庫建設、品評会の開催などがあげられる。

このように奉祝記念事業といっても本来ならば日常の施策でもって行なうべきものが少なくない。しかし奉祝記念事業の趣旨をより具体的に生かすとすれば天皇制イデオロギーにもとづく民衆統合に直接寄与するものでなければならぬ。そうしたものとしてもっとも一般的に見られるのは御真影奉安庫や忠霊塔の建設であろう。

奉安庫はそれまで建物内にあったものを独立した施設としたケースが多く、かなりの予算を費やしている。寄付金で賄っている場合が一般的だが村費を執行するケースも少なくない。村費による建設をしたところは、愛宕郡上賀茂

村（八五〇円）南桑田郡亀岡町（一五〇〇円）同本梅村（一〇六四円）竹野郡神崎村（四六六円）などがある。また加佐郡志楽村、同池内村では村費五〇〇円に寄付金三〇〇円を加えて行なった。与謝郡岩滝町では起債によってえた三〇〇〇円でもって豪華な奉安庫を建設している。これに次ぐ豪華版は宇治郡醍醐村と中郡五箇村の二五〇〇円で全額寄付金による。逆に簡素なもの代表例は加佐郡朝来村で、総経費一九八円のうち雑費支出の一六円のみ村費支出、残りは寄付金とし、建設は在郷軍人の労力奉仕、何に使ったのか不明だが、舞鶴要港部より廃兵器の無償下付を得て建設したとある。中郡丹波村は震災で全壊した小学校の借り入れ金による改築工事に付帯して行ない、工事費のうち一〇四〇円を奉安庫に支出した。

忠霊塔はほとんどの場合、建設資金の調達、用地の確保、建設のための労力奉仕など全面的に在郷軍人分会がかかわっている。村費での建設は乙訓郡乙訓村（二〇〇円）何鹿郡西八田村（一五〇〇円）綴喜郡青谷村（七五〇円）の三例しかなく他はすべて寄付金による。ここでも建設資金四〇〇〇円全額を建設協賛会の寄付によった与謝郡岩滝町がもっとも高額で、中郡五箇村の三六〇〇円がこれに次ぐ。概して丹後丹波地方に豪華なものが多い。

奉祝記念事業として奉安庫奉安殿・忠魂碑忠霊塔の建設を府に届け出た町村はそれぞれ二六町村、あるいは一六町村となっている。忠魂碑忠霊塔建設のピークを一九二八、一九三五、一九三七年とした籠谷次郎の実証（「市町村の忠魂碑・忠霊塔について」『歴史評論』一九七四年八月）をある程度傍証するものといえよう。

与謝郡石川村では村費一五〇円でもって日の丸旗を全戸無償配布した。このほか天田郡庵我村では日の丸三〇〇本の共同購入を行ない、一本七〇銭で頒布している。また記念文庫や図書館の設置に当たっては、学校のみならず青年団や処女会の巡回文庫の充実を期したのも多い。宇治郡醍醐村の記念文庫設置に当たっての寄付金募集趣意書には「思想善導」の目的を標榜している。加佐郡河東村では教育勅語と戊申詔書の揮毫を頒布した。

貯蓄儉約規約の施行はもっとも一般的で日常生活にかかわりの深い記念事業である。「大震災復興の第一歩として大典を迎かう可く国民精神作興の趣旨を奉ず」（中郡丹波村）といった趣旨のもと、風俗矯正・節儉の申し合わせをするところが多く、その名称も「御大典記念愛国貯金」などとしている。「一日一銭」「一月一円」などと具体的目標を定め、このために「毎月炭俵三枚編もう」（北桑田郡知井村）とか毎月各団体一斉に「勤勞デー」を設けその利潤を貯蓄する（竹野郡郷村）といった手だてを講じている。記念施設建設積み立てなど個人の貯蓄とは別扱いとされることが多く、なかには「日本の外債返済のために」（天田郡三岳村）といった国家的目標を掲げるものもある。婦人会や処女会が推進運動の中心となることが多いが、これらの団体はまた台所改善とか紋服や晴れ着の統一といった生活改善運動と一体とした貯蓄運動を行なった。貯蓄積立金を台所改善資金に充てるといった日常生活に還元するところも少なくない。

このほか自治体や諸団体の基本金積み立て、功勞者表彰、高齢者慰安会開催、在郷軍人会射撃練習場設置、青年団など諸団体の団旗や制服の新調、国旗掲揚柱・案内版・サイレンなどの設置が目立つ。なかには大見物のための京都見物旅行（船井郡檜山村婦人会）といった催し物をしたところもある。

二 京都市における奉祝記念事業

大札奉行地である京都市においてはこの国家的盛儀の奉行地としてさまざまな行政施策が必要となった。たとえば市道のうち烏丸通（塩小路～丸太町）丸太町通（烏丸～河原町）御池通（寺町～河原町）河原町通（丸太町～七条）の舗装工事が行なわれたが、これらの通りは鹵簿行進通路や重要行政施設に通じるものであった。また鹵簿行進は昭

表1 京都市大札施設事業の内容・支出予算

(単位 円)

土木費	路面舗装費	815,924
	道路軌道改修費	2,191,221
	橋梁修築費	49,428
	街灯費	68,780
衛生費	尿尿浄化装置設備費	121,000
	伝染病予防費	24,210
	家畜伝染病予防費	1,000
	塵芥脱却尿尿汲取費	101,502
	汚物清掃費	86,322
	屠場増築費	28,770
	散水費	11,548
	衛生思想普及宣伝費	5,800
営繕費	市庁舎公会堂営繕費	84,345
勸業費	大札記念大博覧会費	1,770,211
水道費	防火栓給水設備費	26,002
電気軌道費	車両購入費	299,000
	軌道移設費	56,760
	電柱裝飾電車等	103,300
記念事業費	記念美術館建設費	1,000,000
	社会事業費	600,000
合計		7,445,123

『京都市大札奉祝誌』(1930年) 318ページ

金、繰越金、京阪電鉄納付金、事業公債経済現金運用と寄付金一〇万円でもって実施され市税からの充当金はない。同様のことは衛生費を中心とする「大札ニ関スル施設事業諸費」(一九二七年九月一六日市会議決)総額一四八万円のうち国庫補助一二万円をはじめ府補助金、受益者負担金、尿尿汲取など手数料収入、寄付金と一四万円の市公債収入金繰入でまかない市税負担はない。防疫防火対策は大典準備のなか

和大札においては道路中央を進行したので市電の架線支柱を中央柱式から側柱式に改める必要が生じた。三条通りの東山三条ノ蹴上間では懸案の拡張工事が実施されたがこれは外国要人や皇族の宿泊先である都ホテルや南禅寺かいわいへのアクセスが考慮されたものである。

しかしこれらは記念事業といってもすでに早くから都市計画決定されており、この期にいつきに実施に移されたものである。架線支柱の側柱式への変更も自動車時代を迎えいずれ実施しなければならぬものであった。このとき初めて設置された火災報知機や市内主要二二か所に置かれた街頭時計などは恒久施設として建設されたものである。これら通常施策のかなりのものが記念事業として大典予算に組み込まれた。三条通り拡張工事費七〇万円は受益者負担

で少なからぬ比重を占める。まだほとんどが汲取式便所の時代に農家の肥料としての需要の少ない秋季に大典が挙行されるため、京都市では南部の西九条地区に大規模な尿尿浄化池を建設し、その運搬労務には青年団などの民間団体を有償で動員した。消防施設の充実については一般財源を使用したようだが、表一の街灯費には奉祝電灯のほか大礼期間中特に設置された防火栓標識電灯設置費が含まれている。

大礼記念京都市大博覧会は九月二〇日から一月二五日まで東会場（岡崎公園一帯）西会場（千本丸太町の京都刑務所跡地）南会場（恩賜博物館）で開催され入場者は三一二万名（内有料入場二二四万名）出品人員一八二八一名、出品点数五六二二二点であった。表一の博覧会費一七七万円のうち国庫補助八万円、博覧会収入一四一万円で残り二八万円が市繰り入れ金となっている。大典期間中にはこれにあわせて全国青年団大会、全国教育者大会、全国町村長大会、全国融和事業大会などさまざまな大会が京都市内で開催された。ふだんは一〇月二二日に挙行されている時代祭はこの年にかぎり即位式直後の一月一二日に実施され、また参列員や報道関係者、大礼見物人を対象とした祝賀会、音楽会、園遊会、都踊り招待会といった行事が期間中集中的に組み込まれた。一大イベントとして京都の地で展開された即位大典は膨大な入洛客を呼んだ。

表一に見られるように大礼施設事業予算の総額は七四四万余円となった。これに大礼奉祝交付金および府負担が加わり総額八七八万余円にのぼる。「之が財源ハ国庫補助金、積立金、経済現金ノ運用ヲ以テ主ナルモノトシ、其ノ他ハ繰越金及雑収入ヲ以テ之ニ充テタリ」（『京都市大礼奉祝誌』）とあるように原則として一般財源に依存しない方針が貫かれた。一九二五年における京都市予算（經常部）は一三四九万円であるがその三分の二以上に匹敵する額が奉祝事業として計上され、本来なら通常事業としてなされるべきものにもつき込まれたわけである。これに国の直接投資やさまざまな民間資金が投入されるわけだから即位大典の持つ京都市への経済効果は大きなものがあるといえよう。

三 大 礼 奉 祝 会

京都市では大正昭和とも「大礼奉祝会」が組織された。大正期の大礼奉祝会は実業家の社交場であった京都倶楽部に事務所を置き、名譽総裁土方久元伯爵、会長九鬼隆一男爵、副会長三井八郎治郎と浜岡光哲、幹事長内貴甚三郎、そして幹事に田中源太郎・雨森菊太郎・飯田新七ら実業界のリーダーを据えた。これに対し昭和期のそれは事務局は京都市役所内におかれ、会長に土岐嘉平京都市長、副会長は安川和三郎京都市収入役と稲垣恒吉京都商工会議所会頭、そして理事長は京都市収入役、専任職員わずか七名に対し兼務事務委員として九三名の京都市吏員が配置されている。形式的にはやはり民間団体だがはるかに「官」主導である。

昭和期における大礼奉祝会の役員をもう少し具体的に見てみよう。総裁に皇族（久邇宮邦彦）、副総裁に華族（近衛文麿）や中央政治家（清浦奎吾）を戴き、顧問（二四名）幹事（三六名）評議員（三二名）参与（一七四名）特別委員（五一名）委員（一二四名）などの役員には官財軍の名望家を網羅した。例えば顧問には前京都商工会議所会頭（浜岡光哲）、大阪商工会議所会頭（稲畑勝太郎）、現前京都府知事、京都関係貴衆両院議員（中川小十郎・久原房之助ら）、京都市市会議長、第十六師団長、京都帝国大学長、京都地方裁判所長、それに安田・住友・三井・大倉ら代表的財界人を網羅している。

以上の役員のほか名誉参与八四名、名誉特別委員四〇名、名誉委員六六名が加えられている。名誉参与には府内務部長警察部長などの官吏五名、市議員四五名、商工会議所議員一九名、新聞社長支局長一五名が、名誉特別委員は「市内知名士」が、名誉委員には各共同組合幹事五五名と火災保険会社支配人が委嘱された。これに京都市の幹部吏

表二 大礼奉祝会寄附申込人員及申込金高（一九二八年）

人員別	人員金額		奉祝会直接募集		共同組合募集		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
有功會員一萬元以上 特別會員五千元以上	10名	1,310,000円	1	10,000円	10名	1,310,000円	10名	1,310,000円
正會員一千元以上 通常會員百円以上 賛助會員十円以上	10名 6名 2名	30,000円 24,500円 1,950円	3名 3名 4名	3,000円 2,500円 10,000円	16名	37,450円	16名	37,450円
會員以外ノ寄附金 計	40名	1,585,450円	5名	13,500円	45名	1,598,950円	45名	1,598,950円
合計	100名	1,645,450円	10名	13,500円	110名	1,659,450円	110名	1,659,450円

『大礼奉祝会記要』（一九三二年）一七二ページ

員で構成される理事二六名を加えた役員数は七百名に及ぶ。

奉祝会役員がこの様に網羅主義的であったのはその主要な任務が寄付金を集めることに由来する。大礼奉祝会が募集した金額は大正期で八三六〇、一三万余円、昭和期では五七二八〇、一六八万円であった。特に昭和期では学区、各町の自治組織である共同組合による寄付金の募集が目立ち、表二に見られるごとく応募人員比率で実に九三パーセント（ただし金額比では八パーセント強）を占めている。しかも、奉祝会賛助会員資格である一〇円以上の寄付要件を満たすために、町代表という形で会員になっていることが多く、実際には町内各戸に寄付金を割り当てたりまとめたケースが多いものと思われる。京都市におけるほとんどの世帯が奉祝会に動員されたと推定される。

奉祝会は一九二八年三月二七日、京都市長の主唱による発起人会開催をもってそのスタートを切り直ちに募金募集

に取りかかった。四月から五月にかけて篤志者勧誘方法を懇談の結果、参与一万円以上、特別委員五千円以上、委員一千元以上を募集するを標準とし受け持ち区域の分担を決めた。共同組合への募金依頼は六月一六日付でなされた。また京都市のみならず東京大阪方面の京都関係者にも募金のはたらきかけが行なわれている。

募金目標は当初一三〇万円であったがやがて二〇〇万円に増額された。内訳は道路装飾など奉祝施設費に二九万円、大礼記念京都大博覧会協賛費として一五万円、記念美術館建設費一〇〇万円、社会事業費五〇万円、募集費六万円となつている。このうち社会事業費は当初計画になつたものだが「現時ノ思想傾向ニ伴フ民衆的社会事業ヲ計画シテ、時代ノ要望ニ添フ」との重要性が強調され追加されたものである。児童養護教化施設として児童院を建設することとなり一九三〇年に開設された。記念美術館は岡崎公園内の大礼記念博覧会用地に建設され一九三三年に完成した。なお大正期には記念施設として西陣織物館の建設、二条離宮饗宴場を岡崎に移築して建設した公会堂建設費の一部負担にあつてゐる。

函簿行進道筋を中心とする道路装飾については費用一〇万円を奉祝会が負担し実行は市に委ねた。行進道筋ではほぼ三間おきに万歳旗、飾太鼓、小国旗の交叉、飾電灯が配された。また共同組合と連係して市内三七一箇所（上京区一七七、下京区一九四）に大國旗の掲揚柱を特設した。なお共同組合では行進道筋など主要道路に面した家屋は各戸ごとに日の丸を掲揚し、屋根もしくは傘付きの提灯立てを設置して提灯を掲げ、さらに奉祝幕を張ることなど取り決めた。奉祝電灯費一円一〇銭のうち一〇銭を奉祝会で補助している。即位式当日、大嘗祭前後二日、大饗宴の二日間には特別の装飾をするよう取り決め、各戸は氏神の祭礼時のように珍蔵品を通りに面した家屋内に展示した。

おわりに

日本国憲法下における初の天皇代替わりが近い将来予想される。本稿で扱った体験は大日本帝国憲法下のものであり、主権在民と象徴天皇制のもとでの代替わり儀式は、その性格を大きく変えなければならない。しかしながら現在の皇室関係法令にこの種の規定が欠如していることを口実に旧憲法下の慣習を維持せんとする指向が強く窺われる。それでも神道儀式の連続といえる旧来の代替わり儀式をそのまま現憲法下で国家儀式として行なうことは難しい。そのなかで憲法の政教分離原則に抵触するおそれのある神道儀式、とりわけ大嘗祭を伊勢神宮の式年遷宮に倣った民間立で、また国家儀式としての即位式典が東京で開催されることが予想されるのに対し民間立の大嘗祭を京都で挙行しようとの論が一部で唱えられている。六〇年前に京都市民の見せた対応は、現下のこの論が思い付き以上の根拠のあることをうかがわせる。新憲法にふさわしい住民自治の見地に立ったあり方はこれから模索しなければならぬ段階といえる。

(たなか まさと・同志社大学人文科学研究所)